

外国人材受入
に関する情報は
こちら



農業分野における外国人材の受け入れ

令和7年7月

経営局 就農・女性課



農林水産省

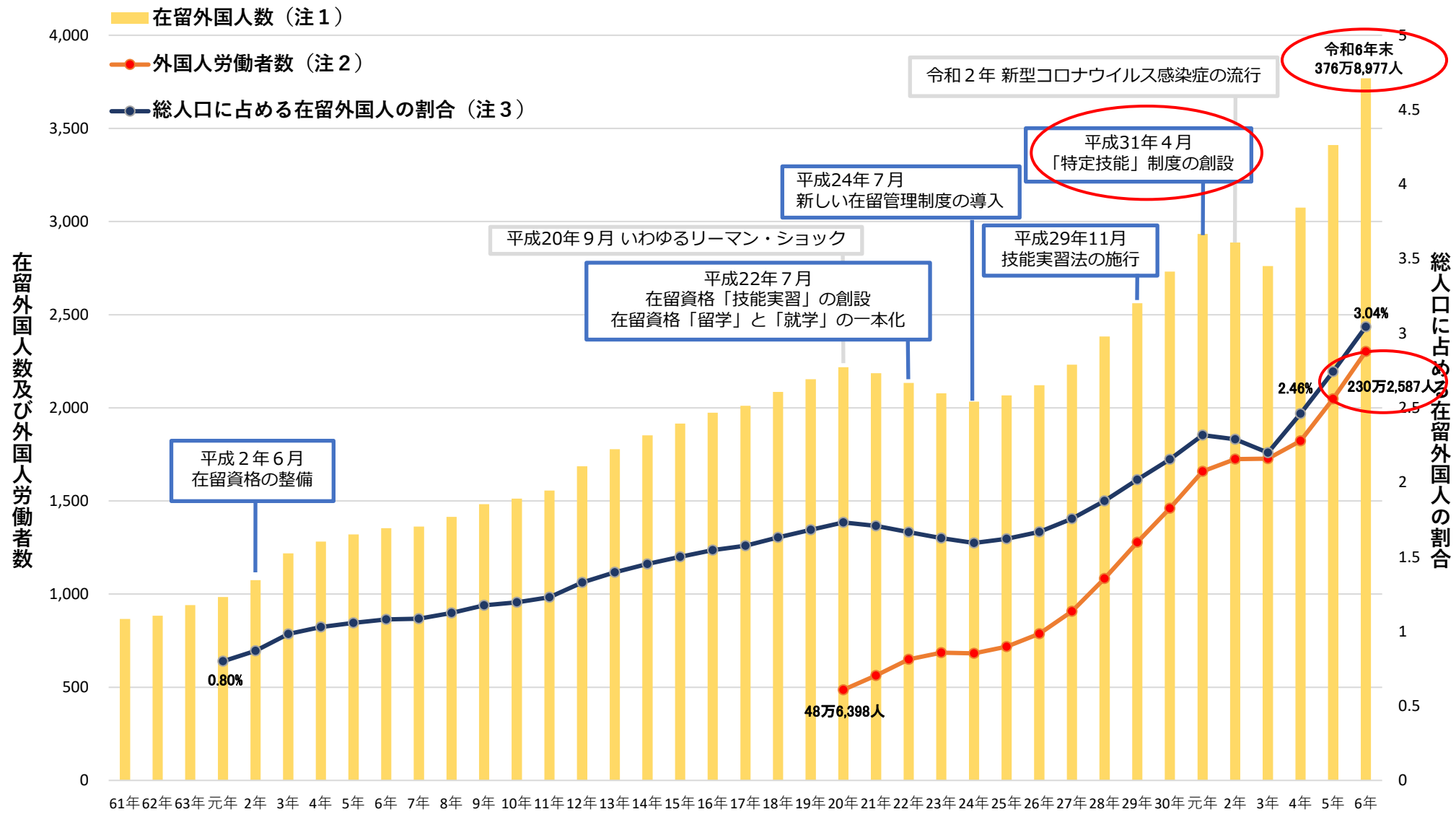


目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

在留外国人数及び外国人労働者数の推移（R6末）

<出入国在留管理庁資料>



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

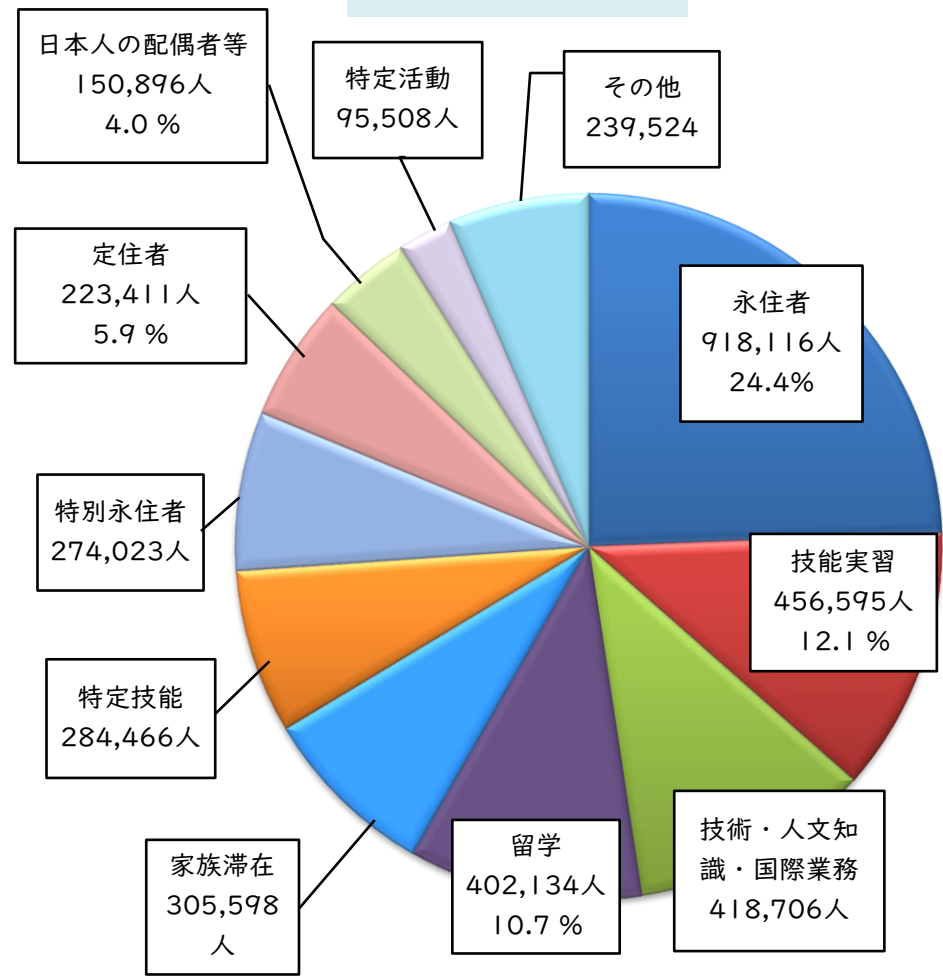
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

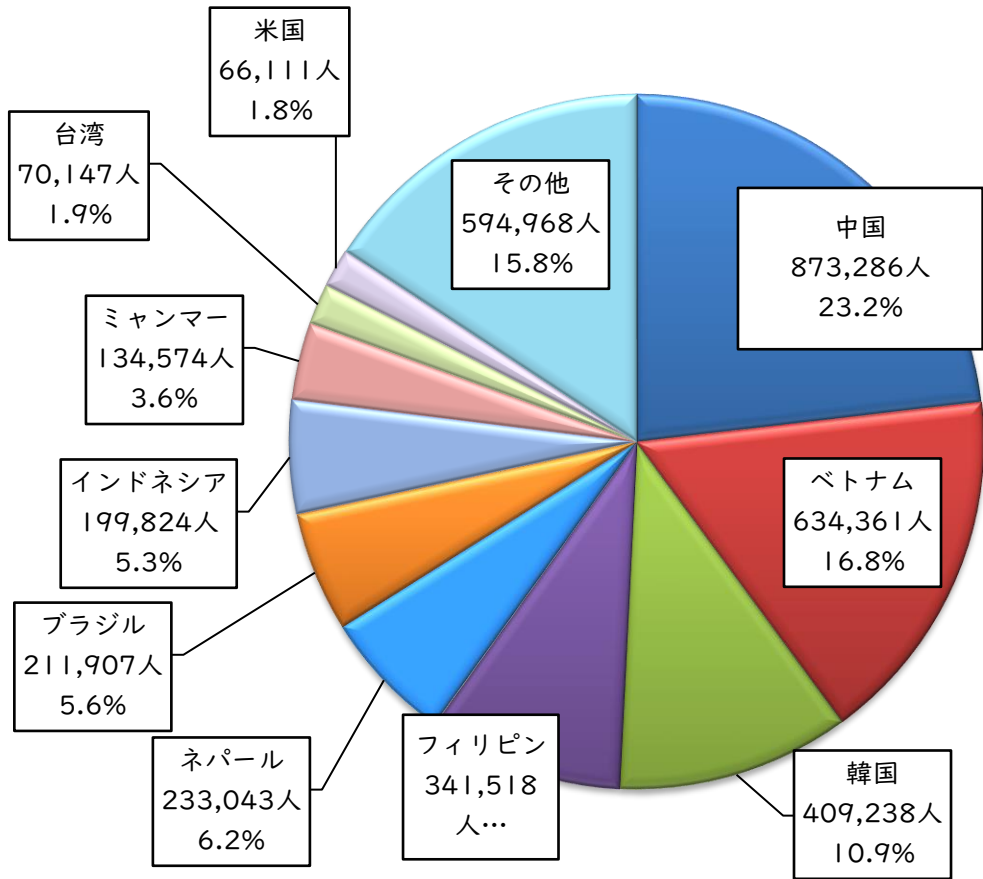
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（R6末） <出入国在留管理庁資料>

在留外国人数（総数） 376万8,977人

在留資格別



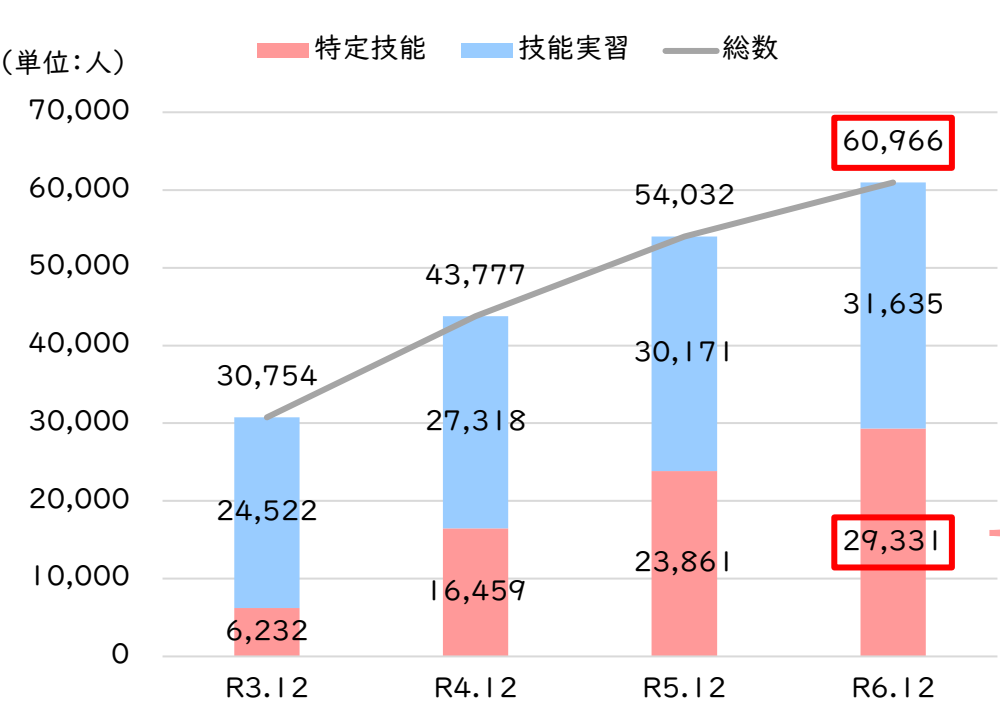
国籍・地域別



農業分野の外国人材の受入れの状況（推移、国籍別）

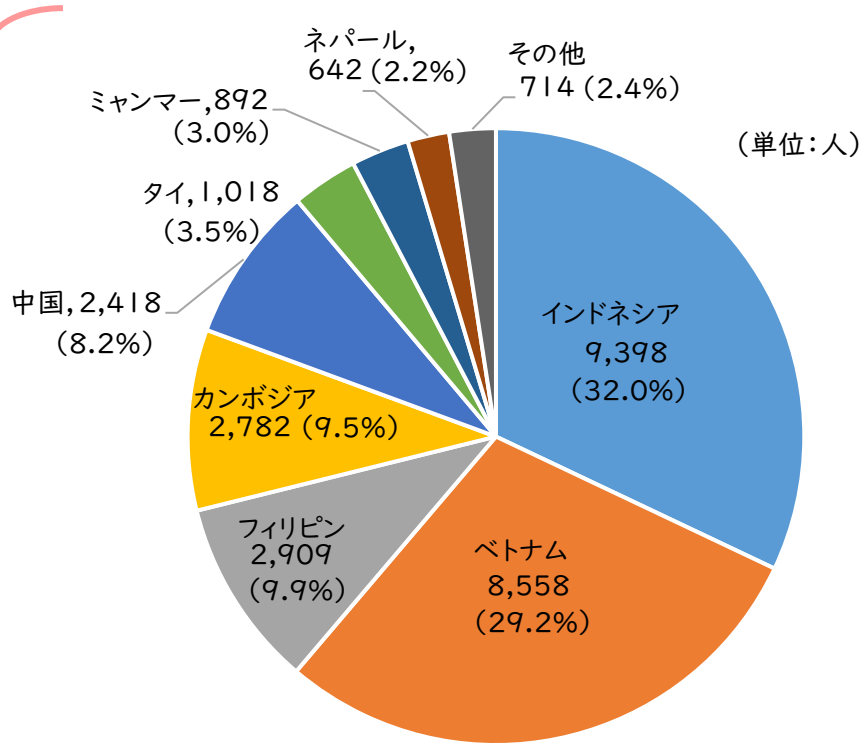
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和6年12月末時点で約6万1千人。
- 特定技能外国人数は令和6年12月末時点で約2万9千人となり、割合も年々増加。
- 令和5年6月に特定技能2号の対象に農業を追加し、農業分野の特定技能2号外国人数は令和6年12月末時点で174人。
- 国籍別ではインドネシア、ベトナム、フィリピン、カンボジアの順で多くなっている。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料: 出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」
(令和6年12月末現在) 及び
出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和6年12月末現在)
を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料: 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」
(令和6年12月末現在)を基に農林水産省で作成

農業分野の特定技能Ⅰ号外国人の在留者数（都道府県別）

1	北海道	3,103
2	青森	486
3	岩手	179
4	宮城	162
5	秋田	62
6	山形	64
7	福島	238
8	茨城	4,374
9	栃木	926
10	群馬	1,381
11	埼玉	479
12	千葉	1,762
13	東京	96
14	神奈川	204
15	新潟	294
16	富山	27

17	石川	47
18	福井	82
19	山梨	201
20	長野	1,580
21	岐阜	367
22	静岡	662
23	愛知	1,157
24	三重	275
25	滋賀	67
26	京都	230
27	大阪	93
28	兵庫	326
29	奈良	45
30	和歌山	106
31	鳥取	45
32	島根	68

33	岡山	312
34	広島	320
35	山口	73
36	徳島	414
37	香川	497
38	愛媛	303
39	高知	592
40	福岡	1,023
41	佐賀	154
42	長崎	671
43	熊本	2,141
44	大分	583
45	宮崎	732
46	鹿児島	1,414
47	沖縄	648
総 数		29,157

※ 未定・不詳（手続中など） 92を含む

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

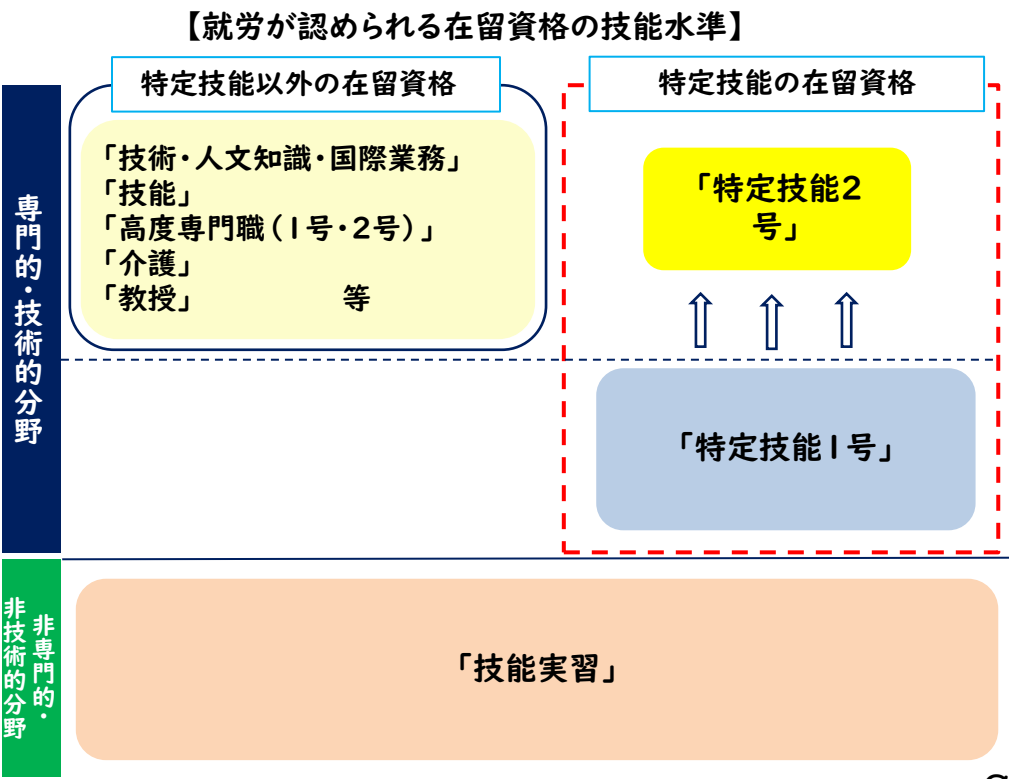
農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」、「特定技能2号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上 帰国させる必要	特定技能1号：通算5年(1年を超えない範囲の在留期間を更新) 特定技能2号：上限なし(3年、1年又は6月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な 業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業 の実習も可能	特定技能1号：耕種農業全般(栽培管理、集出荷・選別等) 畜産農業全般(飼養管理、集出荷・選別等) 特定技能2号：1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪 作業等)に付随的に従事することも可能 ※特定技能2号受験資格は以下のとおり。 ①耕種農業(畜産農業)の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理 する者としての2年以上の実務経験 ②耕種農業(畜産農業)の現場における3年以上の実務経験
技能水準	—	特定技能1号：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 特定技能2号：熟練した技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1号は、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力 の水準	—	特定技能1号：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有する ことを基本 ※日本語能力試験(N4以上)及び「日本語教育の参照枠」A2相当以上の水準等。 ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入 れ主体 (雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実 習を実施することも可能	・直接雇用(農業者等) ・労働者派遣(派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者)
在留者数	31,635人 (令和6年12月末現在 入管庁公表)	29,331人 (令和6年12月末現在 入管庁公表)

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：293,008人（令和7年2月末現在、速報値）
 - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1,351人（令和7年2月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（16分野）
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

特定技能1号のポイント	
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスは、大きく分けて2つのステップ

✓ ステップ①

雇用契約の締結
支援計画の作成
農業特定技能協議会への申請
※既に協議会に加入している場合は申請不要

✓ ステップ②

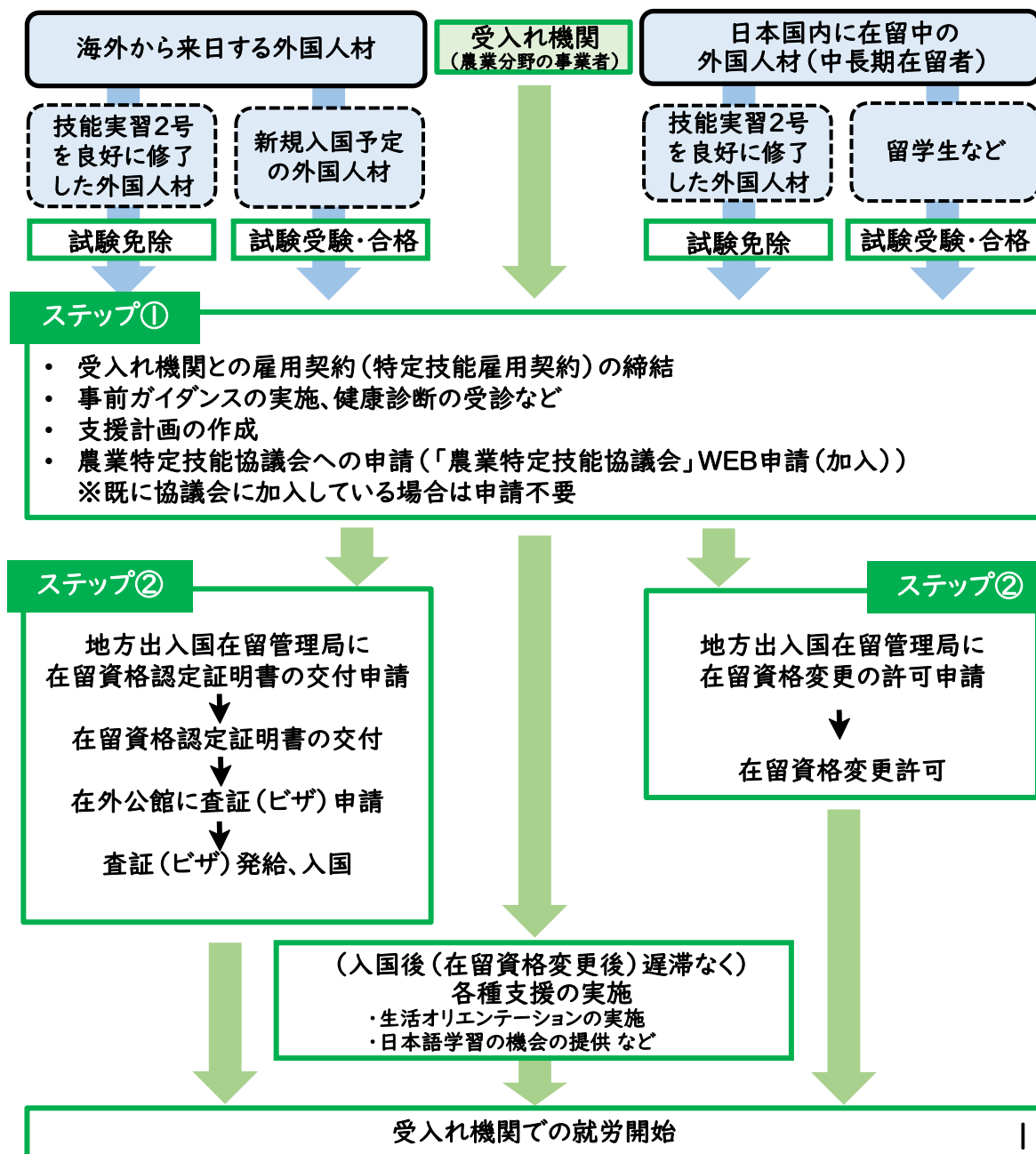
地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合は、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部手続きが不要

出入国在留管理庁資料



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanriU6_00103.html

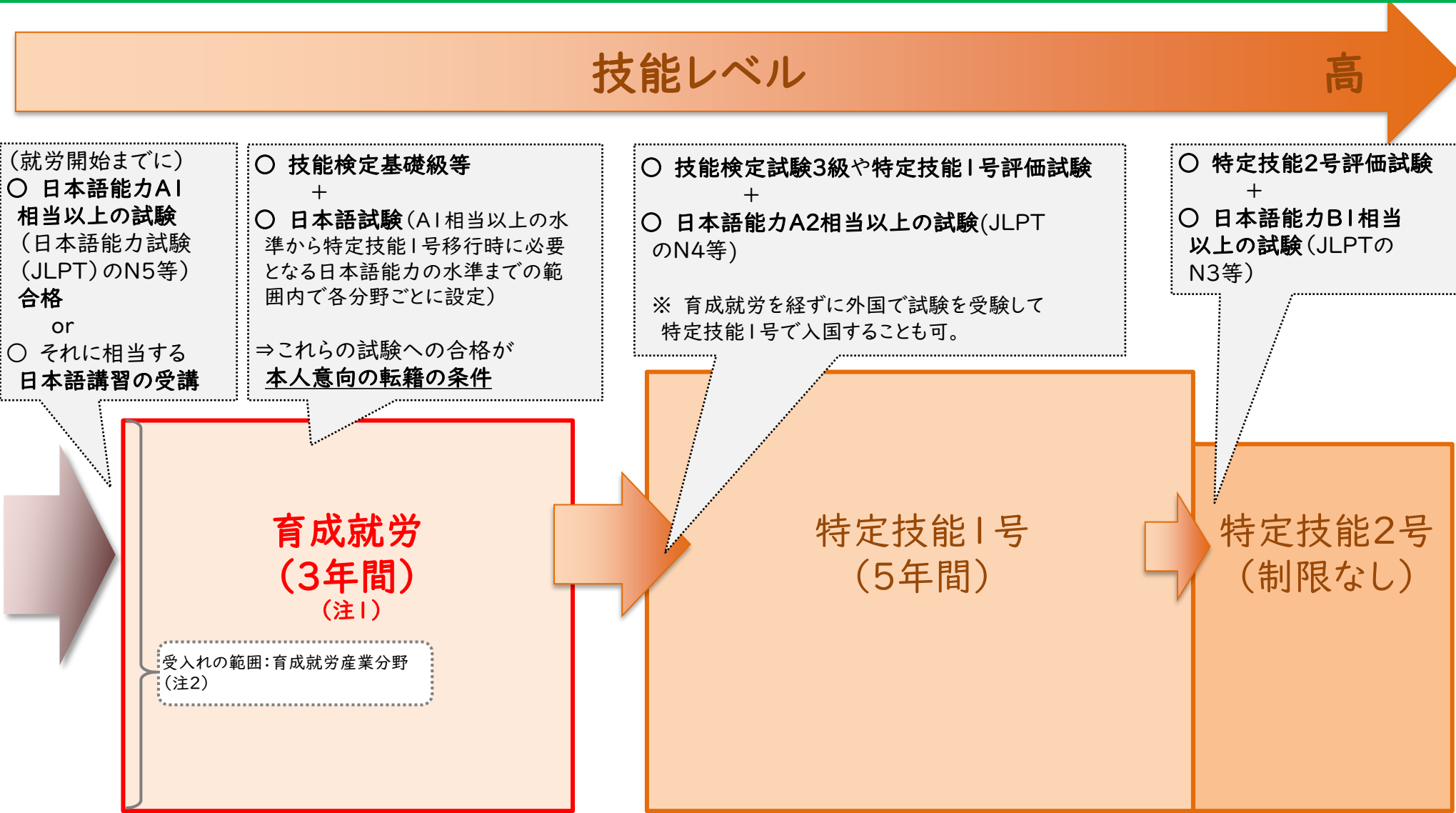


育成就労制度の概要（技能実習制度との比較）

	技能実習制度	育成就労制度
目 的	国際貢献（技術習得し、帰国が原則）	人材育成・確保（中長期的な就労を目指す）
制度期間	平成5年～令和9年度※1	令和9年度～
在留期間	最長5年間	3年間
分野ごとに定める 受入上限数	なし	あり
日本語能力試験	なし	原則として就労前にA1相当、終了時点でA2相当※2
技能試験	あり	あり
転籍 （勤め先の変更）	原則認められず	同じ分野であれば可能 （分野ごとに1～2年の制限期間を設定）
監理者 （適正な受入れを監理）	「監理団体」	「監理支援機関」に名称変更し、要件を厳格化 ※3
大都市への集中防止 （地方への配慮）	なし	あり※4
派遣形態による受入れ	なし	あり（農業、漁業のみ）

※1 平成5年～平成29年6月までは入管法に基づき実施、平成29年7月からは技能実習法に基づき実施。
※2 A1は日常的な表現や言い回しを理解できるレベル、A2は身近で日常の事柄について情報交換に応じることができるレベル
※3 独立性・中立性を高めるため、財政状況、監理体制、送出し機関との関係、役職員要件等を適正化
※4 地方の受入れ機関の外国人材の受入れ人数枠を拡大など

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ <出入国在留管理庁・厚生労働省資料>

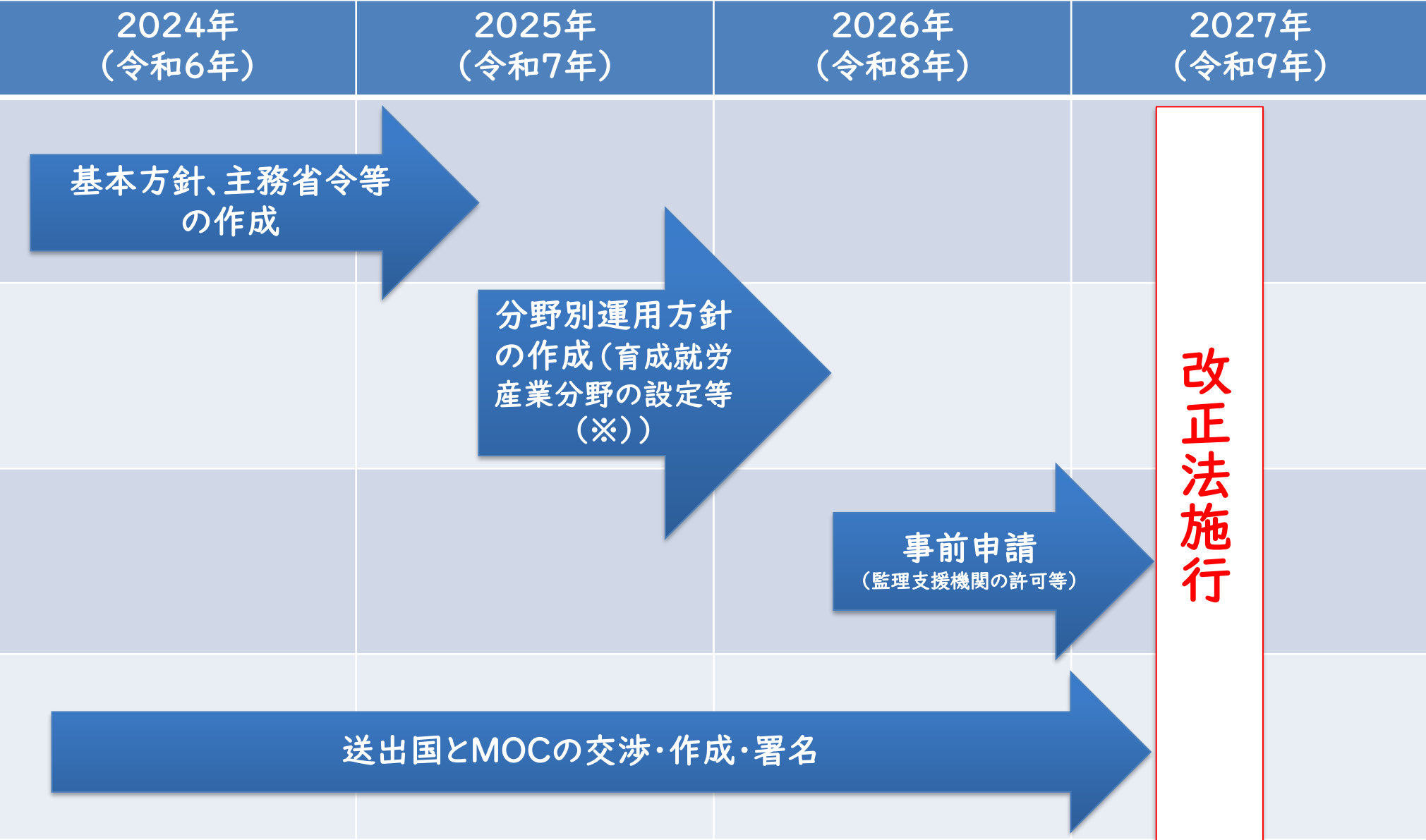


(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

施行までのスケジュール(予定)

<出入国在留管理庁・厚生労働省資料>



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算など）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

外国人材受入総合支援事業

【令和7年度予算額196(243)百万円】
(令和6年度補正予算額1,275百万円の内数)

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

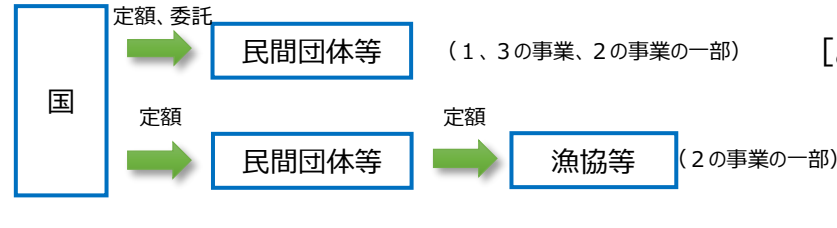
農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. (令和6年度補正予算) 雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のためのカリキュラム作成・産地講習会の開催等**の取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------------|----------------------|----------------|
| (農業分野) | 経営局就農・女性課 | (03-6744-2159) |
| (漁業分野) | 水産庁企画課 | (03-6744-2340) |
| (飲食料品製造業分野) | 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 | (03-6744-1869) |
| (外食業分野) | 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 | (03-6744-2053) |

<事業イメージ>

○ 令和7年度当初予算

技能試験の円滑な実施

- ・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

外国人材が働きやすい環境の整備

<相談窓口の設置>



- ・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

<優良事例の収集・周知>



- ・雇用主による就労環境改善等のモデルとなりうる取組事例を周知

○ 令和6年度補正予算

<現地説明・相談会の実施>

- ・日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



<学習機会の提供>

- ・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施



農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

外国人材からの相談対応

- ・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置
- ・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ



<対応言語>
やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語
※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

外国人材受入の優良事例集

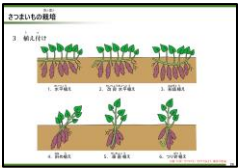
- ・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載
- ・令和6年度版については、英語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳予定



<対応言語>
日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語

学習用eラーニング

- ・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのeラーニングシステムを作成・公開
- ・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは外国語版も公開【テキスト例】



eラーニング
登録はコチラ



<対応言語>
やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

労働安全衛生リーフレット

- ・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



<対応言語>
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語
クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

株式会社Farm大越 ～キャリアアップ、昇給は実力主義～

<基本情報>

- 栃木県宇都宮市
- 耕作面積:28ha(露地)、ハウス72棟
- 主な作物:イチゴ、オクラ、水稻等
- 外国人材:38人(うち特定技能29人)



<外国人材の受入れについて>

- ・深刻な人手不足をきっかけに受入れを開始。
- ・多種・多様な人材を採用している。
- ・日本でどのような生活がしたいか、帰国してやりたいこと等の目標設定を大切にしている。

<特徴的な取組>

- ・就業規則により待遇は日本人と同じ。
- ・3カ月ごとの面談時に目標を設定し、3カ月後に達成できれば給与アップとしている。
- ・外国人リーダーを配置。農場長や管理職への昇格も検討。
- ・GAP (JGAP、グローバルGAP) やHACCP等を取得し教育している。

※令和5年度優良事例集に掲載

株式会社みっちゃん工房 ～国籍を隔てず働くすべての人が幸せになる職場づくり～

<基本情報>

- 熊本県上益城郡益城町
- 耕作面積:3ha(ハウス66棟)
- 主な作物:ベビーリーフ
- 外国人材:特定技能6人



<外国人材の受入れについて>

- ・平成28年から受入れ開始。
- ・ベトナムに赴き、現地で面接を行った。
- ・外国人材はみんな努力家でお互いに成長できていると感じている。

<特徴的な取組>

- ・加工場のリーダーに外国人材を登用。工場の責任者として、品質管理や作業全体の流れの管理、作業人員のシフトの管理などを担う。
- ・希望者へ週1回、勤務終了後に日本語学習の場を設けている。現在は日本語能力試験N2に合格した者が2名。
- ・運転免許取得の際は費用を負担。
- ・日本を好きになってほしいとの思いから研修旅行に参加してもらっている。

※九州農政局事例(令和6年度)に掲載

事例掲載ページ

- ・R6年度事例集
https://asat-nca.jp/jp/images/jireisyu_2024.pdf
- ・過去の事例集
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#jirei>

- ・九州農政局事例
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/gaikokujinzai.html>
- ・沖縄総合事務局事例
<https://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/foreigner>

外国人材の呼び込みのための現地説明・相談会（海外ジョブフェア）の取組み

- 日本農業への就労意欲の喚起・技能試験の受験促進を目的に、現地の教育機関等と連携した海外ジョブフェアを開催
- 日本側からは農業経営者も参加し、外国人材採用の足がかりとするほか、日本での働き方や暮らし方を紹介
- 令和6年度では、インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムにおいて開催

<開催概要>

(主なプログラム)

- ① 政府関係者・来賓あいさつ
- ② 日本での就労・生活の様子を動画で紹介
- ③ 特定技能制度(SSW)の説明
- ④ 受入れ機関・地方自治体の経営紹介(動画など)
- ⑤ 農業経営体と参加者との個別相談会
(カンボジアでは、先輩の体験談・心構えを紹介)

実施場所	教育機関等	参加人数
インド デンプール	ナガランド大学農業科学 スクール	インド側:360名、日本側:8社
カンボジア プノンペン	カンボジア王立農業大学	カンボジア側:400名、日本側:2社
ネパール カトマンズ	—	ネパール側:200名、日本側:5社
インドネシア ジョグジャカルタ	ガジャマダ大学	インドネシア側:650名、日本側:8社
ベトナム ハノイ	ベトナム国立農業大学	ベトナム側:400名、日本側:5社



特定技能制度の説明



帰国実習生の講演



<参加者の声>

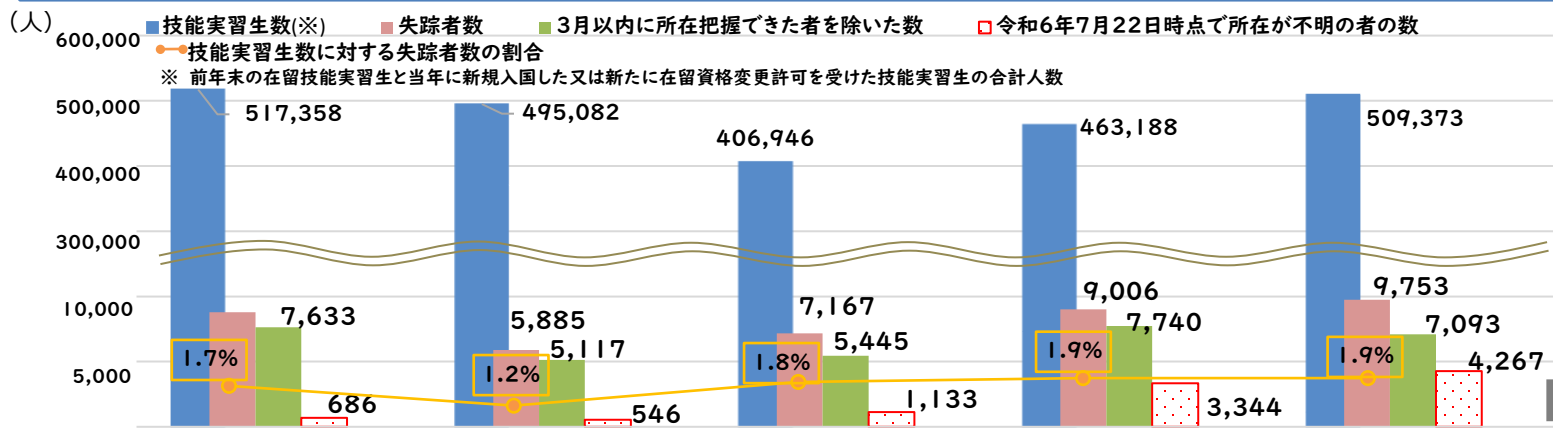
- ・参加者は、57.3%(63名)が「日本の農業分野で働きたい」、71.8%(79名)が「特定技能試験を受験したい」と回答(インドネシア)。
- ・農業経営体は、「日本の農業の関心を持ってきて嬉しい」「内定につながった」「今後も積極的に採用したい」と回答(複数国)。
- ・送り出し機関は、「日本の受入れ機関も外国人材を雇いたい経営体が多くいることを知れて良かった」と回答。

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまでで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総 計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベ ト ナ ム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミ ャ ン マ ー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中 国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カンボジア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モンゴル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タイ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラオス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
その他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 ②／①	75.4%
所在が不明の者 ①－②	9,976

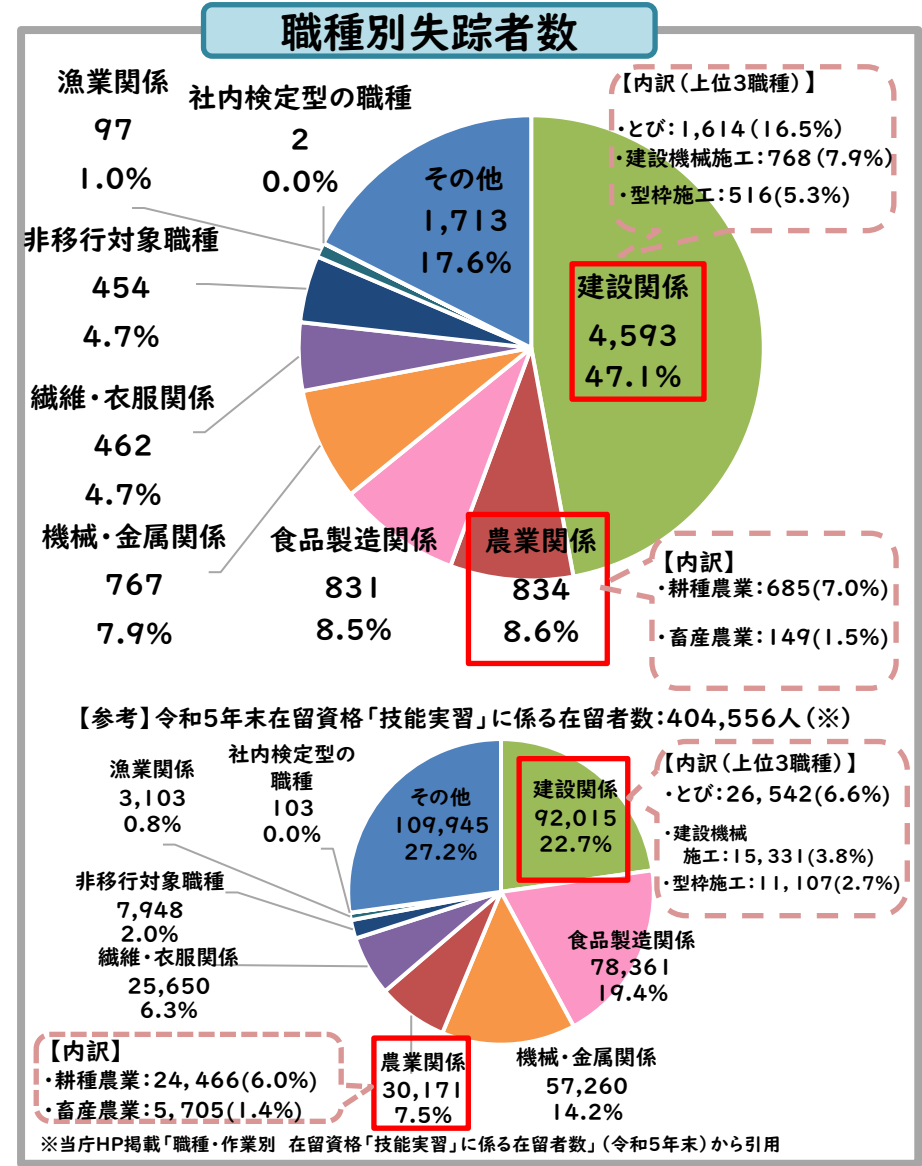
注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※ かつこ内は、国籍ごとの技能実習生数に対する失踪者数の割合

詳細は6ページ参照

建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応 <出入国在留管理庁資料>

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。



業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

<出入国在留管理庁資料>

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		
				①÷②	在留者数・・・②					①÷②	在留者数・・・②	
北	海	道	316	2.2%	14,157	滋	賀	県	124	2.1%	5,882	
青	森	県	89	⑤ 3.0%	2,948	京	都	府	132	2.3%	5,752	
岩	手	県	97	2.8%	3,460	大	阪	府	② 730	② 3.6%	20,555	
宮	城	県	100	1.9%	5,161	兵	庫	県	279	2.1%	13,548	
秋	田	県	37	2.2%	1,699	奈	良	県	63	2.1%	3,063	
山	形	県	65	2.6%	2,540	和	歌	山	県	36	2.0%	1,777
福	島	県	115	2.5%	4,633	鳥	取	県	57	④ 3.2%	1,767	
茨	城	県	394	2.4%	16,659	島	根	県	30	1.4%	2,095	
栃	木	県	158	1.8%	8,587	岡	山	県	187	1.9%	9,641	
群	馬	県	213	2.0%	10,463	広	島	県	397	2.6%	15,040	
埼	玉	県	⑤ 482	2.1%	22,592	山	口	県	142	2.8%	4,997	
千	葉	県	④ 516	2.5%	20,842	徳	島	県	77	2.8%	2,765	
東	京	都	③ 598	① 4.1%	14,725	香	川	県	126	2.2%	5,771	
神	奈	川	455	2.7%	17,100	愛	媛	県	136	2.0%	6,660	
新	潟	県	122	2.4%	5,005	高	知	県	50	2.5%	1,962	
富	山	県	162	2.7%	6,047	福	岡	県	463	3.0%	15,445	
石	川	県	115	2.2%	5,176	佐	賀	県	68	2.1%	3,219	
福	井	県	103	2.2%	4,684	長	崎	県	107	③ 3.3%	3,256	
山	梨	県	68	2.6%	2,651	熊	本	県	221	2.4%	9,064	
長	野	県	130	2.1%	6,163	大	分	県	127	2.7%	4,768	
岐	阜	県	279	1.9%	14,879	宮	崎	県	102	2.4%	4,225	
静	岡	県	311	2.1%	14,653	鹿	児	島	県	168	2.6%	6,400
愛	知	県	① 783	2.1%	37,384	沖	縄	県	78	2.8%	2,811	
三	重	県	145	1.3%	11,007	総	計		9,753	2.4%	403,678	

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。 (注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。 (単位:人) 22

農林水産省の取組

◆ 相談窓口の設置（外国人受入総合支援事業）

- ・ 株式会社JTBが外国人材・事業者向けに13言語に対応した相談窓口を運営
- ・ 新たにLINEチャット・チャットボットの運用を開始
- ・ 失踪防止や不法就労防止に関する働きかけを特に強化

◆ 受入れ農家等への周知

- ・ 特定技能地域協議会の構成員である受入農家等に対して、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレットを配布・周知

◆ 都道府県・市町村等への周知

- ・ 都道府県及び市町村の外国人担当窓口（約1,100）を登録し、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレット等を配布・周知
- ・ JA系統、農業委員会系統、日本農業法人協会にも傘下会員に対し周知を依頼

◆ 適切な労務管理の分析・とりまとめ（農水省の広報資料）

- ・ 農水省の補助事業により、以下の資料を作成
 - ① 外国人材を雇用する際の労務管理上の注意事項等をまとめたマニュアル
 - ② 処遇や労務管理等の好事例をまとめた優良事例集
- ・ 併せて全国9ブロックにおいて受入農家等に直接説明

◆ 失踪防止セミナーの開催

- ・ 令和6年度は関東地域や東海地域において失踪防止セミナーを開催（会場はさいたま市、名古屋市）
- ・ セミナーでは、失踪事例に基づいた事案発生後の対応や再発防止について紹介するなど外国人材受入れに係る適切な配慮を啓発

農業者等に提供している資料リスト

（出入国在留管理庁）

◆ 技能実習生の失踪者の状況（データ）

出入国在留管理庁が技能実習制度及び特定技能制度における、失踪者数の推移を公表（職種別・国籍別のデータ等）

◆ 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策、②技能実習生を失踪させないための施策、③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（事業者向け）

受入れ機関を対象に、失踪が発生してしまった場合に行う対応や失踪を発生させないために配慮すべきこと等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（外国人向け）

外国人を対象に、①来日前の確認事項、②「こうかんノート」の活用、③乱暴防止、④危険な誘いなどの各種リーフレット

◆ 不法就労防止の啓発（事業者向け）

外国人を雇用する事業主向けに、不法就労となるケース、法令上の罰則、外国人を雇用した際の届出等を掲載併せて、在留カードの真偽判断のポイントについても注記

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁閑など特有の事情があるため、派遣形態での受入れが可能となっている。
- 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。
現在34社（令和6年12月末時点）が該当。

Ⅰ 労働者派遣形態により受け入れる必要性 （農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

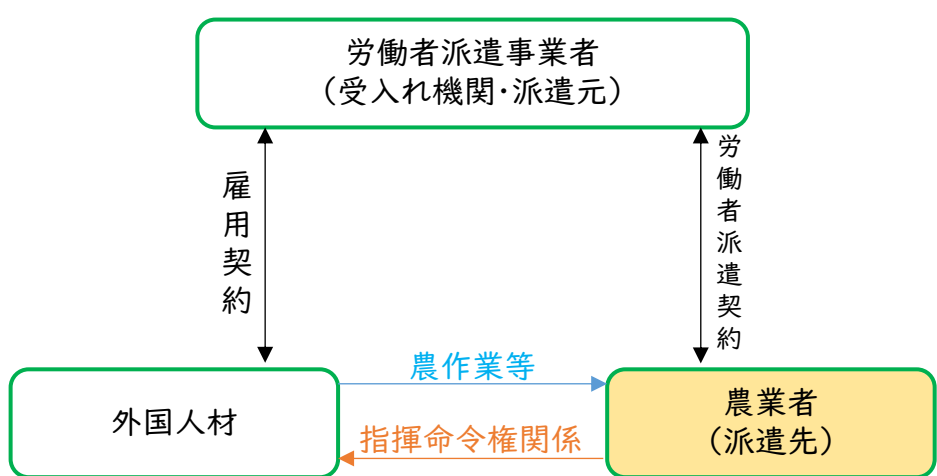
農業分野においては、

- ① 冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁閑がある、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応する必要がある

Ⅱ 派遣事業者の要件 （特定技能基準省令第2条第1項第9号イ）

- 以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者
- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
 - ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
 - ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
 - ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

（参考1）特定技能外国人の派遣形態



（参考2）特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社
○東京都港区、沖縄県那覇市
○主な派遣先:北海道、四国、九州・沖縄
○外国人材:特定技能1号人材 600名
 特定技能2号人材 16名
 （令和6年9月末時点）



<特徴的な取組>
・2013年～農業繁忙期に特化した派遣事業を沖縄から開始
2017年～全国産地間連携を開始
沖縄:サトウキビ12月～、九州:茶3月、北海道:馬鈴薯6月～、四国:みかん10月～
練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成

雇用契約及び受入れ機関に関する基準

(特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第5章関係)

特定技能雇用契約の内容の基準(第1節)

- 報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について差別的な取扱いをしないこと
- 特定技能外国人は分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させること
- 受入機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- 同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上であること(適切に説明すること)
- 外国人の派遣先及び派遣の期間が定められていること
- 雇用契約終了後に帰国する際の費用については本人負担が原則だが外国人が負担できないときは受入れ機関が帰国費用を負担すること
- 外国人の健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置を講じること(定期健康診断の実施等)

雇用契約の相手方(受入れ機関)の基準(第2節)

- 労働関係法令、社会保険関係法令等を遵守していること
- 現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させていないこと
- 雇用契約締結の日の1年以内及び締結後に行方不明者を発生させていないこと
- 実習認定の取消しを受けていないこと(5年を経過していること)
- 外国人の活動状況に関する文書を作成し、業務する事業所に備えておくこと
- 外国人及びその親族等が、補償金徴収や違約金契約等を締結させられている場合、それを認識して契約していないこと
- 1号外国人の支援費用を当該外国人に直接的又は間接的にも負担させないこと
- 派遣元が農業分野等に関する業務を行っており、入管庁の長と農水省の長との協議により適当と認められること
- 派遣先についても労働、社会保険及び租税に関する法令順守等、一定の失格事由に該当しないこと
- 労災保険制度の暫定任意適用事業所の場合、労災保険に類する民間保険に加入していること
- 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制や適切な相談体制があること
- 1号外国人支援状況に係る文書を作成し、契約終了日から1年以上備えておくこと
- 派遣先の監督的立場にある者との定期的な面談(3カ月に1回以上)を行うこと

- その他、農林水産省の上乗せ告示により、①特定技能外国人を直接雇用する場合、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること、②労働者派遣の場合は、派遣先は、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任していることが要件とされています。

農業分野における特定技能派遣事業者の要件

(運用要領別冊関係)

以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者

要件①: 農業又は農業関連業務を行っている事業者

「農業を行っている者」とは、農業経営を行う者を指します。これに該当すると認められる場合としては、農業委員会等から発行された耕作証明書、営農証明書のほか、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等が提出されていることが想定されます。また、「農業に関連する業務を行っている者」とは、農畜産物の集荷、加工、販売、営農・技術指導を行う生産者団体等を指し、これに当たり得るものとしては、例えば、農業協同組合、農業協同連合会、農業者が組織する事業協同組合等が想定されます。

要件②: 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること

地方公共団体及び①に掲げる者の両者が出資している場合には、その合計が資金の過半数になっていれば差し支えありません。

要件③: 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他
地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること

「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が農業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。

なお、農業分野において、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れる限りにおいては、「業務執行に実質的に関与していると認められる者」は、継続して業務執行に実質的に関与しなければなりません（そうでない場合、労働者派遣事業者は、労働者派遣事業者としての該当性を失うことになります。）。

要件④: 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

「特定機関」は、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」（平成29年12月25日内閣総理大臣決定）第4による特定機関の基準適合性についての確認を受けており、かつ、適正に外国人農業支援人材を派遣先農業経営体に派遣したことがある特定機関であることが必要です。なお、当該事業の終了をもって④の該当性を失うものではありません。

- 派遣先の対象地域については、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適正に行うことができる範囲となっていることが必要です。
- 適正な在留管理を図る観点から、労働者派遣事業者として適当と認められる期間は3年間とし、当該期間が経過した場合には、改めて、その該当性について確認することとなります。

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 9社

・YUIME株式会社(事務局)



・株式会社アルプスアグリキャリア 

・PERSOL Global Workforce株式会社



・株式会社ジョブズ・エル



【オブザーバー】(一社)全国農業会議所

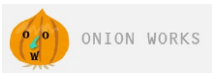
・株式会社ワークマネジメント



・株式会社HRC



・株式会社Mプランニング



・スタッフ・パートナーズ株式会社



・株式会社グローバルヒューマニー・テック



グローバルヒューマニー・テック

主な活動

【これまでの取組】

令和6年4月 コンソーシアム発足

令和6年10月 人権保護方針の策定、公表

令和7年5月 企画運営委員会等の設置

【今後の取組予定】

・人権デューディリジェンス(DD)に係る取組の具現化

・人権DDの周知徹底と適切な実行

・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

特定技能派遣事業者コンソーシアム「人権保護方針」概要

第1 はじめに

◇人権保護方針の位置付け

- ・農業分野で特定技能外国人材の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行うことにより、農業経営者、農業関係事業者、外国人材等から信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指す。
- ・関係するビジネスパートナー（派遣先の農業経営体等）などすべての人々に対して、コンソーシアムの信念や見解を共有するために人権保護方針を策定。

◇人権保護方針の適用範囲

- ・本コンソーシアムの構成員である派遣事業者に所属する全ての役員及び農業分野の特定技能外国人を含む従業員
- ・派遣先の農業経営体をはじめとしたビジネスパートナーに対しても方針を遵守いただくことを期待。

第3 推進方法

◇人権DD（デューディリジェンス）

- ・構成員それぞれが人権に対する負の影響を特定・評価し、負の影響を防止・軽減するための措置を講じる。

◇是正・救済

- ・人権への負の影響を受けた外国人材等の視点に立ち、適切な手続きにより是正・救済を行う。
- ・外国人材等が人材に関する相談・通報ができる体制を整備する。

◇ステークホルダーとの対話

- ・対話を通じて人権に対する負の影響の把握と改善を行う。

◇人権保護方針の理解促進

- ・構成員企業内のみならず、関係するビジネスパートナー等への啓発を継続的に行う。

第2 人権保護方針

◇国際的に認められた人権の尊重

- ・「国際人権章典」、ILO宣言に規定されている原則に表明されている人権並びに関連する法令における人権を尊重。

◇人身取引・強制労働の防止

- ・人身取引及び強制労働を禁止し、これらを知った際は適切な対応に努める。

◇差別及びハラスメントの禁止・防止

- ・人種、民族、言語、文化など不合理な差別及びハラスメントを行わず、ビジネスパートナーを含むすべての人々に対して差別及びハラスメントの禁止・防止を求める。

◇プライバシーの尊重

- ・外国人材のプライバシーの権利を尊重し法令に従った取り扱いとし、すべての個人データを適切な方法で管理する。

◇労働条件の確保

- ・外国人材の派遣先での処遇等については関係法令を遵守し、外国人材に対して労働条件を説明する際は、母国語などの言語で適切に説明する。

◇安全衛生環境の整備

- ・外国人材の労働環境及び生活環境において、必要な配慮が日本人同様に行われているか確認し、不具合がある場合は改善を図る。

◇理解の促進

- ・外国人材の宗教や文化の違いによる行動について理解醸成を図る。
- ・外国人材に対して、日本の文化や習慣への理解を促進する。

Q&A よくあるご質問

Q1 初めて特定技能外国人を受け入れる際、どのような手続きが必要ですか？

- 次の業務を行う農業事業者等が特定技能外国人を受け入れ可能です。
 - ① 耕種農業（栽培管理、集出荷・選別 ※栽培管理は必須業務）
 - ② 畜産農業（飼養管理、集出荷・選別 ※飼養管理は必須業務）
- 労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験が必要です。
- 農林水産省が設置する「農業特定技能協議会」への加入が必要です。
- なお、外国人材は技能試験と日本語試験（N4相当）への合格が必要です。

Q2 農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよいですか？

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合は、事前に協議会の加入が必要です。既に参加されている場合は、再度加入する必要はありません。

Q3 協議会への加入手続きについて教えてください？

- 農業特定技能協議会への加入については、下記の入力フォームから申請ください。
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/kanyuu.html>
- 申請から1～2週間程度で、担当者のメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。2回目以降の受け入れの際にも必要となるため、大切に保管ください。

Q4 派遣形態で受け入れるための要件は何ですか？

- 労働派遣事業者は、次の①～④の要件のいずれかに該当し、かつ、出入国在留管理庁と農林水産省の協議の上適当と認められることが必要となります。
 - ① 農業又は農業に関連する業務を行っている者（以下「農業関係者」という。）であること
 - ② 地方公共団体又は農業関係者が資本金の過半数を出資していること
 - ③ 地方公共団体の職員又は農業関係者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は農業関係者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること
 - ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する「特定機関」であること

Q5 技能試験はどこで受験できますか？

- 1号農業技能試験は、海外12カ国（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュ）で月1回以上開催しており、国内では47都道府県で月1回以上開催されています。
- 2号農業技能試験は、国内で2月に1回程度の頻度で開催されています。

Q6 技能試験の日程はどこから確認できますか？

- 1号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「1号農業技能測定試験はこちら」から「国別試験情報」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat1/exam>
- 2号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「2号農業技能測定試験はこちら」から「予約受付サイト」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat2>
- なお、再度受験する場合は、前回の試験日の翌日より起算して45日間は同じ試験を受けることができません。

Q7 試験結果はいつわかりますか？

- 試験終了時の画面に試験結果が表示されます。
- 結果通知書は試験終了から5営業日以内に、予約サイトで確認できます。

Q8 特定技能外国人は、選果業務に従事することはできますか？

- 特定技能外国人は、主たる業務として「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」に従事することができます。そのため、選果業務に従事していただくことは可能です。
- ただし、栽培管理業務が必須なため、選果業務のみに従事することはできません。

Q9 特定技能外国人材に冬場の除雪作業等にも従事することは可能でしょうか？

- 農業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売作業、冬場の除雪作業等）であれば付随的に行うことが可能です。
- この場合にも「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」を主たる業務とする必要があり、栽培管理（飼養管理）は必須となります。

Q10 特定技能外国人を雇用する際の労務管理上の注意点は何か？

- 在留資格認定証明書交付申請時に作成することとなる参考様式1-6を踏まえると、下記の事項をあらかじめ明らかにしておくことが必要と考えられます。
 - ①雇用計画期間、②就業の場所、③従事すべき業務内容、④労働時間等、⑤休日、⑥休暇、⑦休憩、⑧賃金、⑨退職に関する事項、⑩その他

農林水産省が主催する「農業分野における外国人受入れセミナー」

- 農業分野において、外国人材の適正かつ円滑な受入れと働きやすい環境整備をさらに進めていく必要
- セミナーでは就労環境の整備面で秀逸な取組を行う農業経営体や、現場での課題解決に取り組む地方自治体、日本との連携強化を希望する送出し国の取組・魅力等を紹介

第1回 R6.12.25 プログラム

(1) 講演



「外国人労働者の増加と地方自治体支援の必要性について」
北海学園大学 経済学部 教授 宮入 隆氏

(2) 事例紹介



「外国人材受入れの際に気をつけていること」
株式会社みっちゃん工房 代表取締役社長 光永 力オリ氏
☆令和5年度全国優良経営体表彰「働き方改革部門」で「農林水産大臣賞」を受賞



「派遣形態での受入れにおける働き方と定着支援について」
YUIME株式会社 取締役 江城 嘉一氏

(3) 農林水産省からの情報提供

・農業分野の外国人材受入れ状況、各種制度概要など

第2回 R7.2.25 プログラム

(1) ウズベキスタンの紹介



・冒頭挨拶
駐日ウズベキスタン共和国大使 ムクシンジャ・アブドゥラフノモフ氏
ウズベキスタン共和国農業省 副大臣 アリシェフ・シュクロフ氏
「ウズベキスタン人材の魅力と国の支援について」
ウズベキスタン代表 ジュマ・アーリー氏

(2) 宮崎県における取組と受入事例紹介



「宮崎県における農業外国人材受入れ体制構築の取組」
宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課 主査 濱砂 裕則氏



「外国人材のリクルートと受入環境整備について」
株式会社くしまアオイファーム代表取締役社長 奈良迫 洋介氏

(3) 外国人材向けの農業学習コンテンツの紹介

第3回 R7.5.19 プログラム

(1) インドの魅力紹介



①ご挨拶 在日インド大使館 Karun Bansal氏



②「インド人材の魅力と現状」
在インド日本国大使館 太田 雅美氏、JICA専門家 栗山 明氏



③「インド人材の魅力、インド北東部と日本の取組など」
ANA総合研究所首席研究員 片桐 常弥氏



④「日本語教育の状況、現地学生へのインタビューなど」
ARMS Incorporation ジャミル・テムジェン・ブルサネン氏



⑤「高知県における外国人材の活躍、熊谷ファームで活躍する外国人」
高知県商工労働部商工政策課 前田 淑氏

(2) 地方自治体における外国人向け施策



「熊本県における外国人材受け入れ支援の取組
(特定2号合格に向けた支援など)」
熊本県農林水産部担い手支援課 橋本 直樹氏



第4回 R7.6.23 プログラム

①「インドネシア人材の魅力紹介」



在インドネシア日本国大使館 一等書記官 小宮 元晃氏



②「優秀な人材の確保(福井県とインドネシア農業省との覚書締結など)」
福井県庁 農林水産部 園芸振興課 羽生 英二氏



③「外国人との共生&共働(受け入れ準備・生活・仕事・語学・人材育成・帰国後の支援の工夫(サマサマ手帳)など」
株式会社農園たや 代表者 田谷 徹氏



④「海外ジョブフェア(インドネシア:バリ州デンパサール)の紹介」
一般社団法人 全国農業会議所 東垣 美穂氏